

秋田県地域枠医師等キャリア形成プログラムの一部改正

秋田県地域枠医師等キャリア形成プログラムについて、厚生労働省が示した基準に基づき、医師少数区域等が設定されたことから、その一部を次のように改正します。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正します。

| 改正後                                                                                                                                                    | 改正前                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 キャリア形成プログラムについて</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知事指定期間について</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 指定先は、現在（令和2年4月現在）のところ、医師少数区域等の公的医療機関等（3ページの表グループⅡまたはⅢ）</p> <p>となります。</p> | <p>2 キャリア形成プログラムについて</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知事指定期間について</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 指定先は、現在（平成31年4月現在）のところ、原則秋田市以外の公的医療機関等（3ページの表グループⅡまたはⅢ）となります。平成30年7月に改正された医療法の規定に基づき、医師少数区域等が設定されたときは、当該区域内の公的医療機関等となります。</p> |



# 秋田県地域枠医師等 キャリア形成プログラム（案）

令和2年4月改訂予定  
秋田県

## 目 次

### I 秋田県医学生修学資金貸与者のキャリア形成プログラム

|   |                                    |          |
|---|------------------------------------|----------|
| 1 | キャリア形成プログラムの概要                     | 1        |
| 2 | キャリア形成プログラムについて                    | 2        |
|   | （1）初期臨床研修について                      | 2        |
|   | <b>（2）知事指定期間について</b>               | <b>2</b> |
|   | （3）キャリア形成プログラムの一時中断（修学資金の返還猶予）について | 2        |
|   | （4）キャリア形成プログラムの適用解除（修学資金の返還）について   | 3        |
| 3 | モデルプラン                             |          |
|   | 消化器内科／神経内科                         | 4        |
|   | 循環器内科／呼吸器内科                        | 5        |
|   | 血液・腎臓・膠原病内科／糖尿病・内分泌内科              | 6        |
|   | 腫瘍内科                               | 7        |
|   | 内科（市立秋田総合病院）／内科（秋田赤十字病院）           | 8        |
|   | 内科（秋田厚生医療センター）／内科（中通総合病院）          | 8        |
|   | 内科（平鹿総合病院）                         | 8        |
|   | 小児科／皮膚科                            | 9        |
|   | 精神科（秋田大学）                          | 10       |
|   | 精神科（秋田県立リハビリテーション・精神医療センター）        | 10       |
|   | 消化器外科／胸部外科                         | 11       |
|   | 心臓血管外科／小児外科                        | 12       |
|   | 整形外科（秋田大学）／整形外科（秋田厚生医療センター）        | 13       |
|   | 産婦人科（秋田大学）／産婦人科（市立秋田総合病院）          | 14       |
|   | 眼科／耳鼻咽喉科                           | 15       |
|   | 泌尿器科                               | 16       |
|   | 脳神経外科                              | 17       |
|   | 放射線科／麻酔科                           | 18       |
|   | 病理（秋田大学）／病理（平鹿総合病院）                | 19       |
|   | 臨床検査／救急科                           | 20       |
|   | リハビリテーション科                         | 21       |
|   | 総合診療（秋田大学）／総合診療（秋田厚生医療センター）        | 22       |
|   | 総合診療（中通総合病院）／総合診療（市立大森病院）          | 22       |
| 4 | 想定される勤務先                           | 23       |

# 秋田県医学生修学資金貸与者のキャリア形成プログラム

秋田県

平成30年7月25日に改正された医療法の規定に基づき、都道府県は、「医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画（キャリア形成プログラム）」を定めることとされました。

この医療法の改正を受け、秋田県医学生修学資金の貸与を受けた医師等がキャリアを形成しながら返還免除の要件を満たすことができるように、あきた医師総合支援センターの協力のもと、必要な事項を整理し、キャリア形成プログラムとしてまとめたものです。

## 1 キャリア形成プログラムの概要

|          |                                                                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象<br>期間 | 原則として9年間（貸与を受けた期間が6年に満たない場合は、貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間）うち4年間（貸与を受けた期間が6年に満たない場合は、貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間の2分の1の期間）は、知事が指定する医師不足地域の公的医療機関等で勤務 |
| 対象者      | 秋田県医学生修学資金の貸与を受けた医師<br>その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師                                                                                     |
| コース      | 診療科ごとに以下のようなコースを設定しています。<br>具体的な内容は、4ページ以降のモデルプランを参照してください。                                                                         |

### 【キャリアパスのイメージ図（貸与を受けた期間が6年の場合）】

| 卒後          |             | 1年                    | 2年 | 3年 | 4年 | 5年    | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 |
|-------------|-------------|-----------------------|----|----|----|-------|----|----|----|----|
| 初期研修<br>1年目 | 初期研修<br>2年目 | ①専門医取得コース             |    |    |    |       |    |    |    | >> |
|             |             | ②専門医・学位（医学博士）取得コース    |    |    |    |       |    |    |    | >> |
|             |             | 社会人（大学院）              |    |    |    |       |    |    |    | >> |
|             |             | ③専門医・学位（医学博士）取得・留学コース |    |    |    |       |    |    |    | >> |
|             |             | 社会人（大学院）              |    |    |    | 国内外留学 |    |    |    | >> |

初期研修修了後、知事指定期間4年間で指定された公的医療機関等で勤務します。

### ①専門医取得コース

専門医としての研修ならびに県内医療を考慮して、大学各科と県内医療機関、あきた医師総合支援センターが連携します。

### ②専門医及び学位取得コース

①に加えて、希望する時期（4年間）に社会人大学院へ入学し、臨床・基礎研究に従事し、学位論文をまとめます。

### ③専門医・学位取得・留学コース

すべてのコースで、2年間まで国内外留学も可能です。  
ただし、留学期間は義務年限にカウントされません。

※秋田県医学生修学資金の返還免除要件

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ①大学を卒業してから1年6カ月以内に医師の免許を取得すること
- ②医師免許取得後、直ちに秋田県内の公的医療機関等において医師の業務（臨床研修を含む。）に従事すること
- ③②の医師の業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達すること
- ④③の期間のうち、その2分の1の期間（その期間に1年未満の端数がある場合は端数を切り捨てた期間）については、知事が指定する県内の公的医療機関等において医師の業務に従事すること

## 2 キャリア形成プログラムについて

### (1) 初期臨床研修について

① 医学科卒業後2年間は、以下に掲げる秋田県内の臨床研修病院のいずれかで初期臨床研修を行います。

【秋田県内の臨床研修病院（平成31年4月現在）】

|             |            |          |
|-------------|------------|----------|
| 秋田大学医学部附属病院 | 市立秋田総合病院   | 秋田赤十字病院  |
| 秋田厚生医療センター  | 中通総合病院     | 大館市立総合病院 |
| 能代厚生医療センター  | 由利組合総合病院   | 本荘第一病院   |
| 市立角館総合病院    | 大曲厚生医療センター | 市立横手病院   |
| 平鹿総合病院      | 雄勝中央病院     |          |

② 研修2年目には、次年度以降のキャリアプラン

（診療科、コース、専門研修プログラムの登録先等）を決定します。

#### 【主な予定スケジュール】

|       |                                            |
|-------|--------------------------------------------|
| 6～8月  | あきた医師総合支援センターが診療科や専門研修プログラムの希望状況を調査します。    |
| （随時）  | 必要に応じて、あきた医師総合支援センターの専任医師等が面談を行い、相談に対応します。 |
| 9月～   | 希望する専門研修プログラムの登録を行います。                     |
| 11～2月 | 県が次年度の具体的な勤務希望先等を調査し、2月頃までに関係先と調整します。      |

### (2) 知事指定期間について

① 卒後3年目以降、最大4年間は、知事が指定する公的医療機関等で勤務する必要があります。

② 指定時期は、希望するコースや診療科の事情によってタイミングが異なります。

③ 指定先は、あきた医師総合支援センターが登録先の専門研修プログラム責任者及び本人と調整の上、県の地域医療対策協議会の医師配置調整部会で審議し、県知事が指定します。

**④ 指定先は、現在（令和2年4月現在）のところ、医師少数区域等の公的医療機関等（3ページの表グループⅡまたはⅢ）となります。**

### (3) キャリア形成プログラムの一時的中断（修学資金の返還猶予）について

以下のような場合は、申請によりプログラムを一時的中断することができます。

その間、修学資金の返還は猶予されますが、返還免除の要件を満たす時期は遅くなります。

① 大学院の医学研究科に在学しているとき

※社会人大学院生として県内の公的医療機関等で勤務している場合、プログラムは中断されず義務年限に算入されます。

② 災害や疾病、負傷等によりやむを得ず医師の業務に従事できないとき

**例** 育児休暇を取得する場合  
※産前、産後の休暇期間は義務年限に算入されます。

③ 県外の医療機関又は研究機関において医療に関する

専門的な知識や技術を高めるための研修を受けているとき

※通算で2年以内という制限があります。

※県外の大学院に在学しているときは、①に該当し、通算2年以内という制限はありません。

#### (4)キャリア形成プログラムの適用解除（修学資金の返還）について

対象者から申出があり、特別の事情があって例外的にこれに応じることが適当と認められるとき、その他必要と認めるときは、キャリア形成プログラムの適用を途中で解除します。

また、秋田県医学生修学資金の貸与を受けている場合は、貸与した修学資金を返還していただくことになります。返還の際は、各月の貸与額について、年率１０％の利息を付して返還する必要があります。

詳しくは、秋田県医師確保対策室へお問い合わせください。

【公的医療機関等】

| 区分                    | 医療機関名                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大学病院                  | 秋田大学医学部附属病院                                                                                                                                                                                                                  |
| グループⅠ<br>秋田市内の医療機関    | 市立秋田総合病院<br>秋田赤十字病院<br>秋田厚生医療センター<br>中通総合病院<br>秋田県立循環器・脳脊髄センター<br>秋田県立医療療育センター<br>中通リハビリテーション病院                                                                                                                              |
| グループⅡ<br>秋田市以外の臨床研修病院 | 大館市立総合病院<br>市立角館総合病院<br>市立横手病院<br>能代厚生医療センター<br>由利組合総合病院<br>大曲厚生医療センター<br>平鹿総合病院<br>雄勝中央病院<br>本荘第一病院                                                                                                                         |
| グループⅢ<br>上記以外の医療機関    | 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター<br>大館市立扇田病院<br>男鹿みなと市民病院<br>市立大曲病院<br>市立田沢湖病院<br>市立大森病院<br>町立羽後病院<br>かつの厚生病院<br>北秋田市民病院<br>湖東厚生病院<br>秋田労災病院<br>国立病院機構あきた病院<br>能代山本医師会病院<br>ＪＣＨＯ 秋田病院<br>藤原記念病院<br>佐藤病院<br>大曲中通病院<br>横手興生病院<br>市町村立診療所 |